

## 市長定例記者会見事項書

と き 平成24年1月17日(火) 11時～  
ところ 庁議室（市本庁舎4階）

○美杉小学校の卒業式について

○災害対応力強化集中年間の設定について

○競売入札妨害及び贈収賄事件に係る津市入札等監視委員会からの意見等について

|                                |                 |
|--------------------------------|-----------------|
| 定例記者会見 平成24年1月17日（火） 11時～      |                 |
| 場 所 庁 議 室                      |                 |
| 事 務 担 当 課                      |                 |
| 所 属                            | 職・氏 名           |
| 教育委員会事務局 学校教育課<br>(電話229-3244) | 学校教育課長<br>落合 正史 |
| 危機管理部 危機管理課<br>(電話229-3281)    | 危機管理課長<br>奥山 秀法 |

## 美杉小学校の卒業式について

美杉小学校では、昨年10月5日に小学校の裏山に段差が見つかり、児童の適正な教育環境と安全確保に万全を期すために、10月17日から暫定的に旧太郎生小学校の校舎で授業を実施しています。

裏山の段差への対応については、地すべり監視システムの設置による監視体制をはじめ、三重県によるボーリング調査の実施など着実な対応を進めています。

現在、裏山の段差は動きがなく落ち着いていますが、県において引き続き追加のボーリング調査を実施中であり、今後の段差復旧工事による安全性が確保できるまで、校舎を美杉小学校に戻すことはできません。

しかしながら、裏山の段差に動きがない中で、卒業式については、できることならこれまで学校生活を送ってきた美杉小学校の校舎で実施し、思い出深い学び舎から6年生を送り出したいという思いは、地域の強い願いです。

こうしたことから、卒業式については、今後、裏山の段差に動きがないことを前提に、市及び教育委員会において万全の危機管理対応策を講じたうえで美杉小学校の校舎で実施することとします。

ただし、裏山の段差の状況等の変化によっては、卒業式の会場を変更することがあります。

## 記

- 1 事項  
平成23年度美杉小学校卒業証書授与式（卒業式）
- 2 日程  
平成24年3月16日（金）
- 3 場所  
津市立美杉小学校屋内運動場（美杉町奥津）

#### 4 美杉小学校裏山の段差の状況

平成23年12月の三重県によるボーリング調査の結果、すべり面が推定され、美杉小学校裏山の段差については「地すべり」と考えられます。「地すべり」については「斜面崩壊」とは異なり一気に崩壊することなく、伸縮計及び歪計により徴候が判るため、崩壊の予測が可能です。

また、同年10月15日から3つの伸縮計による監視体制を取っていますが、平成24年1月12日10時までの総移動量は、伸縮計S1が-2.8mm、伸縮計S2が-0.1mm、伸縮計S3が0.3mmと大きな変化は現在のところありません。今後も引き続きデータ監視と美杉総合支所及び白山消防署美杉分署による巡視を適時実施してまいります。

今後の見通しにつきましては、更に平成24年1月に三重県による3本の調査ボーリングが実施され、詳細なデータ解析に基づき工法が決定されます。

三重県においては、平成24年度の早期の対策工事発注を検討いただいております。4月に工事発注し、早期に工事を完了できるよう進めていただいております。

#### 5 美杉小学校卒業式における危機管理対応

教育委員会、危機管理部、消防本部など関係部門が主体となり、関係機関や保護者、地域などの協力を得ながら、今後より具体的な対応計画を作成し、万全の対策を講じます。

(現在検討中の主な危機管理対応策)

##### (1) 安全対策

- ・フェンス、土のうによる校内立入禁止区域の設定
- ・未使用校舎への立入禁止柵の設置
- ・使用できない保健室、給湯室等の代替機能の確保

##### (2) 監視対策

- ・裏山の状況を把握確認するための監視員の配置
- ・伸縮計の情報確認体制及び伝達体制の確保

##### (3) 避難誘導対策

- ・万が一の時の緊急避難について、児童への事前の周知徹底
- ・校内誘導路、使用校舎及び駐車場への緊急時誘導員の配置
- ・緊急車両の配備（消防車、救急車等）

|                                     |                 |
|-------------------------------------|-----------------|
| 定例記者会見 平成24年1月17日（火） 11時～           |                 |
| 場 所 庁 議 室                           |                 |
| 事 務 担 当 課                           |                 |
| 所 属                                 | 職・氏 名           |
| 危機管理部 危機管理課<br>(電話 2 2 9 - 3 2 8 1) | 危機管理部長<br>酒井 英夫 |

## 災害対応力強化集中年間の設定について

東日本大震災を踏まえ、津市は平成24年度と平成25年度を災害対応力を集中的に強化する2年間と定め、下記の事項を中心とした防災対策を実施することとします。このために必要な予算と人員を措置し、平成24年度以降の予算案、人員体制に盛り込みます。

### 記

#### 1 津波避難対策

津波避難対策として、次に掲げる事項を中心に集中的に推進します。

##### (1) 津波浸水予測地域の津波避難計画の作成支援

津波避難計画を集中的に推進するため、津波避難計画作成支援チームを設置し、自主防災組織による避難計画作成の支援を行います。

(支援内容)

- ・ 学校区単位等での学習会の開催
- ・ 各組織別のタウンウォッチング・避難マップづくり
- ・ 避難訓練・改善案の検討

##### (2) 津波避難ビルの指定推進

- ・ 地域バランスを考慮した指定の推進
- ・ 誘導策の検討

##### (3) 海拔表示・避難所誘導表示等の整備・保守

設置場所の抽出、整備計画の作成及び整備

#### 2 津市地域防災計画の徹底見直し

現在の津市地域防災計画における次に掲げる事項等について、津市の災害対応力を高めるため、徹底的な対策の強化を図り、血の通った、心のこもった、実務的な計画となるよう改訂作業に取り組めます。

##### (1) 避難所・一時避難所の見直し

##### (2) 災害用備蓄品の強化充実

##### (3) 避難判断マニュアルの検討、見直し

##### (4) 避難所運営委員会設立への取組

##### (5) 災害時要援護者対策の推進

##### (6) 災害対策本部体制の強化

|                                 |                   |
|---------------------------------|-------------------|
| 定例記者会見 平成２４年１月１７日（火） １１時～       |                   |
| 場所 津市政記者室                       |                   |
| 事 務 担 当 課                       |                   |
| 所 属                             | 職・氏 名             |
| 総務部 調達契約課<br>(電話 ２ ２ ９－３ １ ２ ２) | 調達契約課長<br>佐 脇 重 喜 |

競売入札妨害及び贈収賄事件に係る津市入札等監視委員会からの意見等について

このことについて、平成２４年１月１２日付けで津市入札等監視委員会委員長から津市長あてに別紙のとおり意見等の提出がありました。

津市監委 第 1 号

平成24年1月12日

津市長 前 葉 泰 幸 様

津市入札等監視委員会

委員長 月 岡 存

贈収賄等事件に係る意見等について

競売入札妨害及び贈収賄事件について、平成23年11月1日（平成23年度第3回津市入札等監視委員会）、同月24日（平成23年度第4回津市入札等監視委員会）及び同年12月15日（平成23年度第5回津市入札等監視委員会）の3回にわたり、津市当局から報告を受け、現在までに判明した事実を踏まえ審議等を行いましたので、津市入札等監視委員会設置要綱第2条第2項及び第3項の規定により、下記のとおり意見等を具申します。

記

平成23年12月15日までに判明した事実を踏まえた当委員会としての意見等については、当該事件は、設計者である職員が適正に職務を行う義務があるのに反し、入札に関する秘密である最低制限価格算定の基礎となる直接工事費及び共通仮設費等の設計金額を教示したことによるものであります。また、津市にあっては予定価格及び最低制限価格に係る算式について事前公表がなされる中、落札額が最低制限価格と一致していない状況からみると、最低制限価格の設定に係る増減調整については、漏えいされることなく、有効に機能していると考えられます。したがって、現在の津市の入札制度は有効であり、当該事件の対応策としては、特に早急な同制度の変更等の必要性は無いと考えられ、「職員個人の問題」、「組織のチェック体制の問題」及び「入札制度の問題」の3点において、「職員個人の問題」が最も大きいと考えられます。

しかしながら、その原因がすべて「職員個人の問題」にあるものではなく、公共工事の減少により競争入札が激化する中、津市における新最終処

分場建設事業という特需等が当該事件を生んだ背景でもあることも踏まえた上で、当該事件に係る再発防止策としては、まずは、綱紀肅正の徹底や職員個人に対するコンプライアンスの徹底等を図り、同時に服務規律の確保や法令遵守により補完できない点を補う意味でも、良好な人間関係の構築や世代が異なる職員間での組織内の環境づくり、職員個人をサポートする対策等を考えるべきところであります。

また、上記のとおり当該事件に関しては、入札制度には問題がなかったものと考えますが、こういった事件の抑止効果も含めて、より良い制度の実現に向けて国、県、他市等の様々な制度や状況を常に研究、模索していくべきであります。

最後に、本監視委員会は第三者機関として、今後も当該事件について、発覚した経緯、動機等の新たな事実の判明があった場合は、津市当局に速やかな報告を求めるとともに、本件問題について、引き続き注視・検討していくこととします。

